

25年度 介護労働実態調査で使用された用語 及び 調査結果利用上の注意

1 調査で使用された主な用語の定義

(1) 就業形態について

①「正規職員」とは、本調査では、雇用している労働者で労働時間に関係なく雇用期間の定めのない者をいう。

②「非正規職員」とは、本調査では、正規職員以外の労働者(契約社員、嘱託社員、パートタイム労働者等)をいう。

(2) 勤務形態について

①常勤労働者とは、1週の所定労働時間が主たる正規職員と同じ者。

②短時間労働者とは、1週の所定労働時間が主たる正規職員に比べ短い者。

※労働者調査では、非正規職員を所定労働時間「正規職員と同じ」と所定労働時間「正規職員より短い」との二つに分類した。

(3) 訪問介護員について

介護保険法の指定を受けた訪問介護事業所で働き、高齢者等の家庭を訪問して、家事などの生活援助、入浴などの身体介護を行う者でいわゆるホームヘルパーをいう。

(4) 介護職員について

訪問介護以外の介護保険法の指定介護事業所で働き、直接介護を行う者をいう。

(5) 採用率、離職率は下記の式による。

$$\text{採用率} = \text{平成 25 年度(注 1)の採用者数} \div \text{平成 24 年 9 月 30 日の在籍者数(注 2)} \times 100$$

$$\text{離職率} = \text{平成 25 年度の離職者数} \div \text{平成 24 年 9 月 30 日の在籍者数} \times 100$$

$$\text{増加率} = \text{平成 25 年度の(採用者数} - \text{離職者数)} \div \text{平成 24 年 9 月 30 日の在籍者数} \times 100$$

(注 1)平成 25 年度とは、平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までをいう。

(注 2)平成 24 年 9 月 30 日の在籍者数は、採用者数・離職者数について回答のあった事業所における平成 25 年 9 月 30 日の職種別在籍者数－採用者数＋離職者数である。

(6) 所定内賃金及び実賃金について

所定内賃金

決まって支給する(される)税込み賃金額である。

役職手当等の各種手当、交通費等毎月決まって支給する(される)金額を含む。

実賃金

実際に支給する(される)税込み賃金額である。

残業、休日出勤手当等も含む。

(7) 介護保険サービス系型区分について

本調査では、主な介護サービスの種類を以下の介護保険サービス系型に区分した。

介護サービスの種類 (○印：該当する区分)	従来区分				新区分					
	訪問系	施設系 (入所型)	施設系 (通所型)	その他	訪問系	施設系 (入所型)	施設系 (通所型)	居住系	居宅介護支援	その他
訪問介護	○				○					
訪問入浴介護	○				○					
訪問看護	○				○					
訪問リハビリテーション	○				○					
居宅療養管理指導	○				○					
通所介護			○				○			
通所リハビリテーション			○				○			
短期入所生活介護		○				○				
短期入所療養介護		○				○				
特定施設入居者生活介護		○						○		
福祉用具貸与				○						○
特定福祉用具の販売				○						○
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○				○					
夜間対応型訪問介護	○				○					
認知症対応型通所介護			○				○			
小規模多機能型居宅介護			○				○			
複合型サービス			○				○			
認知症対応型共同生活介護		○						○		
地域密着型特定施設入居者生活介護		○						○		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		○				○				
居宅介護支援	○								○	
介護老人福祉施設		○				○				
介護老人保健施設		○				○				
介護療養型医療施設		○				○				

本報告書に記載している介護保険サービス系型区分は原則として「従来区分」で記載している。

(注) その他の用語の定義

その他の用語の定義については、各報告書の「主な用語の定義」を参照されたい。

2 調査結果利用上の注意

- (1) 構成比(パーセント計算値)には、表章単位に満たない場合は、「0.0」と表章している。
- (2) 集計表中「—」印は、該当数値がない箇所である。
- (3) 集計表中の該当数値に「*」印があるものについては、サンプル数(回答数)が少なく(30 未満)参考値との位置づけである。
- (4) 事業所の実態調査において、「主とする介護サービスの種類別」については、サンプル数の少ない予防給付におけるサービスを外してまとめた。

「予防給付におけるサービス」:(予防給付における全てのサービス)

介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防小規模多機能型居宅介護。

- (5) 集計表・図・構成比(パーセント計算値)は、原則として無回答を含む合計値を分母としている。なお、採用率・離職率、賃金、労働日数・時間数等については、回答のあった事業所数、または、回答のあった労働者数を分母としている。
- (6) 集計表・図・構成比(パーセント計算値)において、四捨五入の関係で、項目の和が計の値に合わないことがある。
- (7) 複数回答[該当する答えの全て(あるいは複数)を選択する方式]の場合、構成比(パーセント計算値)の和が100.0を超えるものがある。
- (8) 復元は行っていない。
- (9) 平均値の計算では、原則として分母は(「合計」-「無回答」)となっている。
- (10) 事業所における介護労働実態調査の「賃金」データの取扱いについて
賃金については、介護労働者(最大20名/事業所)と事業所管理者(施設長)それぞれについて調査を行っている。一昨年度までは、介護労働者の賃金を調査していたが、介護業務を兼務している事業所管理者の賃金が含まれている可能性があった。昨年度の調査からは介護労働者の属性ごとの賃金を、より正確に把握することを目的とした調査方法に変更した。
したがって、今年度と一昨年度までの調査結果を単純に比較することはできないので注意して頂きたい。
- (11) 報告書未掲載表の取扱い
紙面の都合上、本報告書に掲載されない結果については、公益財団法人介護労働安定センターまでお問い合わせ頂きたい。